

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

久留米市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧久留米市地域

(1) 現況

本地域は、平野部を中心に米、麦、大豆、野菜、花きなどが生産されており、東部地域の耳納山麓では、果樹、植木、苗木が生産されている。今後、これらを発展させるとともに、環境保全効果の高い営農活動に取り組み、安心・安全な農作物の生産・販売活動を推進する必要がある。

また、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業では、農地集積による生産規模の拡大、コスト低減など効率生産を推進しているが、農業用水路・農道等の生産基盤が老朽化し、それらの整備が必要となっており、農村環境の保全が課題である。農業者の高齢化や減少により共同作業が困難になってきており、担い手の負担軽減等対策を講じる必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 田主丸町地域

(1) 現況

本地域は、筑後川の中流域の恵まれた気象条件や自然環境のもとで、米、麦、花き、苗木、果樹等の多種多様な農産物を生産している。今後、これらを発展させるとともに、環境保全効果の高い営農活動に取り組み、安心・安全な農作物の生産・販売を推進する必要がある。

また、土地利用型農業では、農地集積による生産規模の拡大、コスト低減など効率生産を推進しているが、農業用水路・農道等の生産基盤が老朽化し、それらの整備が必要となっており、農村環境の保全が課題である。農業者の高齢化や減少により共同作業が困難になってきており、担い手の負担軽減等対策を講じる必要がある。

また、本地域水縄地区は、耳納山麓傾斜部に位置する急傾斜地域であり、特定農山

村地域に指定されるなど平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業、第2号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 北野町地域

(1) 現況

本地域は、筑後川に育まれた肥沃な土壌で稲作や100種類を超える野菜等、多種多様な農産物を生産しており、中でも施設園芸が盛んであり、近年では利用集積により集落外への規模拡大が進展している。今後、これらを発展させるとともに、環境保全効果の高い営農活動に取り組み、安心・安全な農作物の生産・販売を推進する必要がある。

また、土地利用型農業では、農地集積による生産規模の拡大、コスト低減など効率生産を推進しているが、農業用水路・農道等の生産基盤や農村環境の保全が課題である。農業者の高齢化や減少により共同作業が困難になってきており、担い手の負担軽減等対策を講じる必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 城島町地域

(1) 現況

本地域は、地域内を筑後川の本流とその支流が流れる平坦な水田地帯で、米、麦、大豆などの土地利用型農業やイチゴ・青ネギ・アスパラガスなど高収益型園芸農業に取り組んでいる。今後、これらを発展させるとともに、環境保全効果の高い営農活動に取り組み、安心・安全な農作物の生産・販売を推進する必要がある。

また、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業では、農地集積による生産規模の拡大、コスト低減など効率生産を推進しているが、農業用水路・農道等の生産基盤が老朽化し、それらの整備が必要となっており、農村環境の保全が課題である。農業者の高齢化や減少により共同作業が困難になってきており、担い手の負担軽減等対策を講じる必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 三潯町地域

(1) 現況

本地域は、豊富な水資源を活用した平坦な水田地帯で、米、麦、大豆、飼料作物、雑穀類等の土地利用型農業が盛んであり、施設野菜・花き等の高収益型園芸農業に取

り組んでいる。今後、これらを発展させるとともに、環境保全効果の高い営農活動に取り組み、安心・安全な農作物の生産・販売を推進する必要がある。

また、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業では、農地集積による生産規模の拡大、コスト低減など効率生産を推進しているが、農業用水路・農道等の生産基盤が老朽化し、それらの整備が必要となっており、農村環境の保全が課題である。農業者の高齢化や減少により共同作業が困難になってきており、担い手の負担軽減等対策を講じる必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧久留米市地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	田主丸町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業
③	北野町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	城島町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑤	三潴町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 地域の推進体制

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図るものとする。

2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (ア) 久留米市田主丸町水縄地区(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域)
- (イ) 福岡県知事が地域の実態に応じて指定する地域

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (エ) 市町村長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
 - (a) 田1/100以上1/20未満、畑8度以上15度未満の緩傾斜農用地勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には、支払い対象とする。
 - (b) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地
 - 一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)
 - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
 - 急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率:田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

3 その他必要な事項

(1) その他留意すべき事項

ア 自然災害を受けている農用地については、協定期間中に復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

イ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

ウ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

(2) 土地改良通年施工に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変更等必要な事項について、協定書に記述するものとする。